

2020年6月22日

一般社団法人コワーキングスペース協会

コワーキングスペースにおける 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を目的とした、コワーキングスペースにおける標準的な対策について厚生労働省の提唱する『新しい生活様式』を参考に本ガイドラインを定めました。

ガイドラインの位置づけ

コワーキングスペースは、フリーランスをはじめとした小規模事業者を中心に職場として利用される施設であるとともに、不特定多数の個人やグループが集まりコミュニティ活動が行われる多目的な場所でもあります。また最近では企業に勤める方々によるテレワーク・リモートワークの作業場所としての活用も増えてきました。さまざまな利用者が利用することを踏まえ、決して画一的な対応となることのないよう運営者は対策を検討する必要があります。

各施設の広さや運営主体の事業規模もさまざまでありすべての施設に共通して適応可能な対策を提示することは困難なため、後述する各項目における対応策の選択肢を勘案したうえで「各施設の実情に則した対応」をとっていただきたいと思います。

コワーキングスペースの利用者・スタッフが安心・安全な環境で日々過ごせるよう、本ガイドラインをご活用いただければ幸いです。

施設における感染予防対策

コワーキングスペースには複数の利用者が同時に利用することから、いわゆる「3密」を避け万が一新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合もクラスター化することのないように留意するとともに、スタッフと利用者が感染するリスクを可能な限り下げる対応をとることが重要です。

下記の対応策を講じることで、施設全体の感染予防に努めていただくようお願いいたします。

接触者追跡が可能な仕組みの構築

会員だけでなく非会員（ドロップイン・イベント参加者等）についても、感染者の利用や利用者の感染が発覚した際に感染経路を特定できるよう対策を行いましょう。

国や自治体がコンタクトトレーシング（接触確認）アプリ等を提供し広く一般的に活用されるまでは、各施設が利用者の氏名・連絡先を確認し利用日時とともに記録するようにしてください。なお、個人情報には法律の定めに従って管理し、プライバシーについても十分な配慮が求められます。

感染拡大時には必要に応じて免許証等の本人確認書類の確認・記録も併せて行いましょう。

- ✓ 感染経路を特定するため、概ね2週間以内の利用者の接触者追跡を可能にする

施設内の換気の実施

飛沫感染だけでなく飛沫“核”感染のリスクも下げるため、密閉空間とならないよう施設内の換気を行いましょう。

扉や窓を開けられる場合は日常的に開放してください。施設の入っている建物の構造上難しい場合や天候その他の理由により開けることが適切ではない場合においては、換気設備やサーキュレーター等を活用し効率的に施設内の空気が入れ替わるように努めましょう。（換気の頻度については、厚生労働省の基準などを参考に施設の広さ・気温・天候・運営体制等によって判断してください）

- ✓ 常時窓を開放するか換気設備を適切に管理し作動させる
- ✓ 常時換気ができない場合、30分に1回以上、数分間程度の換気を行う
- ✓ 換気により室内温度が高く（低く）なりやすいため、エアコンの温度設定を下げる（上げる）などの調整を行う

身体的距離の確保

飛沫感染のリスクを下げるため、施設内で利用者やスタッフが身体的距離を保てるように、環境を整備しましょう。

会話が可能なワークスペースや会議スペースの座席間隔を広げたり、イベント時の登壇者と参加者の間にスペースをとったりすることで、発言時の飛沫が直接かかりにくくしてください。利用していない座席を片付けたり、利用禁止を表す表示を行うなどの対応が考えられます。座席数の減少は売上や利用者満足度の低下につながる面もあるため、実情に合わせて対応してください。

- ✓ 利用時の間隔が1m（可能なら2m）空くように席を配置する
- ✓ 利用者同士が正面から向き合わないレイアウトに変更する

清掃・消毒時に重視するポイント

通常の清掃や消毒のほか、接触感染のリスクを下げるため清掃や消毒時に重視するポイントを確認し、標準化しておきましょう。

複数の利用者が頻繁に触れる箇所・利用者ごとに対応可能な箇所・1日に1度のように定期的な対応を行う箇所のように、設備・備品等の特徴に応じてあらかじめリスクを評価し分類したうえで清掃・消毒を行ってください。すべての箇所を利用者が触れるたびに消毒すること

は現実的とはいえなため、作業を標準化する際はあくまでスタッフが疲弊しない頻度に留めましょう。

消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等により清拭を行うことが有効です。

・複数の利用者が頻繁に触れる箇所

利用頻度とスタッフの負担を考慮のうえ、1日に1回もしくはそれ以上の頻度で消毒を行いましょう。複数の利用者が頻繁に触れる箇所は、たとえば次のようなものがあります。

- ✓ 入り口をはじめとした扉のドアノブ等
- ✓ エレベーターや自動ドアのボタン等
- ✓ 受付で利用者が使うペンやタブレット等
- ✓ ドリンクコーナーやキッチン等で手が触れる箇所
- ✓ トイレ等で手が触れる箇所

・利用者ごとに対応可能な箇所

スタッフの負担を考慮のうえ、可能な場合は利用の都度消毒を行いましょう。営業終了後にまとめて実施できる場合は都度実施する必要はありません。利用者ごとに対応可能な箇所は、たとえば次のようなものがあります。

- ✓ 利用者が利用した机・座席
- ✓ 利用者に貸し出した備品

・1日に1度のように定期的な対応を行う箇所

スタッフの負担を考慮のうえ、定期的に消毒を行いましょう。定期的な対応を行う箇所は、たとえば次のようなものがあります。

- ✓ 電源タップ
- ✓ 利用者に貸し出した備品
- ✓ 利用者ごとに手渡しているもの（利用者カード・伝票をはさむバインダー等）
- ✓ モニター
- ✓ ホワイトボードマーカー
- ✓ リモコン類
- ✓ コピー機
- ✓ 窓
- ✓ ゴミ箱の蓋
- ✓ 現金トレイ
- ✓ スタッフが頻繁に触れる箇所全般

接触感染・飛沫感染の防止

利用者同士・利用者とスタッフ間の接触感染・飛沫感染のリスクを下げるため、利用状況に応じて環境を整備しましょう。

入手が困難な状況においては代替品を使用することを妨げません。厚生労働省が発表している情報に基づき、入手可能なものを設置するか、もしくは設置しないことを含め検討してください。

- ✓ ハンドソープの設置・ペーパータオルの設置（トイレ・キッチン等）
- ✓ 手指消毒用アルコールの設置（トイレ・キッチン・受付・飲食スペース等）
- ✓ 机等消毒用アルコールの設置（飲食スペース・ワークスペース等）
- ✓ 会議室利用者向け消毒用アルコールの設置

・必要に応じて検討をするもの

必要に応じて検討するものの例としては次のようなものがありますが、コストと感染リスク軽減の両面を比較検討し、各施設の実情に合わせてご判断ください。

- ✓ マスクの配布
- ✓ 受付にアクリル板等の間仕切り（飛沫防止パネルや飛沫防止シート）を設置する
- ✓ 向かいの座席との間にアクリル板等の間仕切り（飛沫防止パネルやパーティション）を設置する
- ✓ 現金トレイの使用
- ✓ キャッシュレス決済端末を利用者が直接使用できるようにする

スタッフが行う感染予防と健康管理

コワーキングスペースのスタッフは施設および利用者全体に対し接点を持つ立場であることから、スタッフが感染拡大のハブとなることのないように留意するとともに、感染予防と健康管理について十分な知識をもち各対応を実施していくことが重要です。

下記の対応策を講じることで、スタッフ自身の健康維持が図れるだけでなく家族や利用者も安心・安全に過ごせるため、スタッフに対し周知・徹底をしていただくようお願いいたします。

感染予防に関する基本的な知識をもつ

新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザやその他の感染症等の予防に関する基本的な知識について、スタッフ教育を行っていきましょう。

- ✓ 運営者自身が情報収集や知識の習得を行う
- ✓ スタッフに対して感染予防と健康管理の研修を行う

スタッフによる飛沫感染と接触感染の対策

スタッフのみが行う感染予防の対策を、必要に応じて行いましょう。

感染拡大状況によってはスタッフ自身の感染予防を最優先に考え、各施設の実情に合わせて可能な限り多くの対策をしていくことが求められます。

- ✓ 通常時より定期的な手洗いや厚生労働省が提唱している「咳エチケット」を習慣にする
- ✓ 出退勤時や、共用部の清掃・トイレ使用の前後など必要なタイミングで手洗いをを行う

- ✓ 交代時に使用した備品（共用パソコン、タブレット、マウス、キーボード、キャッシュドロー等）の消毒を行う
- ✓ 感染拡大時に利用者と会話をする際はマスクを着用する
- ✓ 感染拡大時に電車等の公共交通機関を利用する際はマスクを着用する

・感染拡大時に、必要に応じて対応を検討をするもの

コストと感染リスク軽減の両面を比較検討し、各施設の実情に合わせてご判断ください。

- ✓ 受付スタッフがビニール手袋をする
- ✓ 利用者との接触の都度、手指のアルコール消毒を行う（ビニール手袋利用時はビニール手袋のうえから消毒する）
- ✓ 交代勤務や休業を行い、スタッフに対し休業手当を支払う

その他、スタッフに対する感染予防・健康管理に関する指導等

スタッフの健康状態にも気を配り、必要に応じて自宅待機や軽微な業務への変更を指示しましょう。

スタッフ自身が出勤を要望した場合でも、スタッフの健康を第一に考えて判断することが求められます。無理をさせてしまつては後日に影響が大きくなることもあるため慎重に対処するようにお願いいたします。

- ✓ スタッフに対し体温の測定をし日々記録しておくことをお願いする
- ✓ 体調に不安がある場合には些細なことでも伝えてもらえるような環境を整える

利用者に対する感染予防のご協力をお願い

コワーキングスペースは複数の利用者が場所を共有して利用する施設であることから、スタッフだけではなく利用者に対しても「新しい生活様式」と施設内の感染予防の対策についての協力をお願いし、利用者・スタッフをはじめとしたコワーキングスペースに出入りするすべての方が安心して安全に過ごせる環境をともに構築していくことが重要です。

下記のような対策についての協力をお願いすることで、総体的に感染予防のリスクの軽減を図ることが考えられます。

感染予防に対するご協力をお願い

会員だけでなく非会員（ドロップイン・イベント参加者等）の方々にも感染予防に対して一定の協力を求めているよう、日々の努力が求められます。

利用者の大半はスペース内の価値向上のため自らすすんで協力しようという姿勢をもっていることと思います。決して規則で縛ったりすることなく、利用者の自主性を最大限尊重する運営体制を模索していきましょう。

- ✓ 入室時や退室時にハンドソープ等による手洗いをお願いする
- ✓ ほかの利用者との距離を一定程度とって利用していただくようお願いする
- ✓ 厚生労働省が提唱している「咳エチケット」をお願いする

・感染拡大時に、必要に応じて協力の依頼を検討をするもの

感染予防の効果を慎重に評価したうえで、各施設の実情に合わせてご判断ください。

- ✓ 会話時のマスク着用をお願いする
- ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している場合に利用の自粛をお願いする
- ✓ 利用後に使用した机・座席・備品等の消毒をお願いする

感染拡大時の利用制限に対する理解促進

感染状況が拡大傾向にある期間については、市中に一定割合の感染者がいることが想定されるため、より一層の協力をお願いする可能性があります。その場合でも利用者に対する行動制限は最小限にとどめ、利用者の理解が得られるよう誠実な情報発信を心がけましょう。

- ✓ Webサイト・公式ブログ・SNS・Googleマイビジネス等を利用し、利用者が見落とさないよう情報発信に務める
- ✓ 会員に対して適切に情報提供を行う

緊急事態措置が行われた場合について

緊急事態宣言に伴い地方自治体による緊急事態措置が発表された場合は、その趣旨を踏まえて特段の事情がない限り従うことが求められます。

場合によっては休業や営業時間の短縮等の利用制限を行う必要もあるため、感染状況が悪化した場合は適切に準備し過不足ない情報発信を行ってください。

イベントにおける感染予防のポイント

コワーキングスペースはコミュニティ形成の場所でもあることから、コワーキング利用のほかにも、勉強会やセミナー等の各種イベントが開催されている施設もあります。イベントによっては通常のコワーキング利用時以上の人数となる場合があるため、より広範囲に感染予防の対策をとることが重要です。

また感染拡大時期においては、イベント開催の自粛を含めて検討する必要があります。参加人数やイベントの形態等を踏まえ、参加者の安全を最優先に考えて判断してください。

イベントを開催する際は、下記の対応策を講じることで感染予防やクラスター（集団感染）発生のリスク軽減に努めていただくようお願いいたします。

接触感染・飛沫感染防止のほか「3密」状態を避ける

主催が運営者か利用者かを問わずイベント開催をする際は、接触感染・飛沫感染のほか3密状態を避け飛沫核感染のリスクにも気を配りましょう。

人数が増えると感染リスクも高まるため、普段以上に換気に努めたり必要に応じて参加者にマスクの着用をお願いしたりする必要があるでしょう。また、クラスター発生のリスクを考慮し、参加者の接触者追跡が可能かどうかを確認しておいてください。

- ✓ 換気の頻度を増やす

- ✓ 必要に応じて参加者にマスク着用をお願いする（マスクを配布する）
- ✓ 後日接触確認の連絡をする場合に備え（イベント管理サイトを使用するなど）参加者名簿等を作成する
- ✓ 有料セミナー等の場合は参加者の連絡先を把握しているかを主催者に確認する
- ✓ 参加者同士の距離が確保できるよう主催者の方に定員の調整をお願いする

・主催者から参加者に対してのご案内をお願いするもの

必要に応じて主催者の方に、参加者の方にのご案内いただきたいことを事前に用意しておきましょう。

- ✓ 入室時や退室時にハンドソープ等による手洗いをお願いしていただく
- ✓ 厚生労働省が提唱している「咳エチケット」をお願いしていただく
- ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している場合に参加の自粛をお願いしていただく

・パーティ形式のイベントの場合

イベントの形態がパーティ形式のように参加者同士での会話が多い場合は、よりたくさんの対策が必要となります。飲食を伴う場合は、共用しているトングの使用や参加者同士でコップやお皿を受け渡す場合にも感染するリスクがあることを認識したうえで対策をとりましょう。必要に応じてあらかじめ取り分けを行ったり、そもそも取り分けの必要がない食事等を用意するということも考えられます。

- ✓ トング等の共用物を頻繁に交換・消毒する（もしくは使用しない）
- ✓ 取り分け時の感染リスクに注意し、参加者自身で消毒できるようにする
- ✓ 食事を個別に提供する（もしくは食事の提供をとりやめる）

本ガイドラインは今後発表される論文や厚生労働省その他の機関からの発表や専門家の助言等を踏まえ、適宜見直すものといたします。

以上

ガイドライン作成にあたり

『コワーキングスペースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン』はあくまでガイドライン（指針）であり、その実施については各施設の実情に則した対応をしていただく前提で作成いたしました。

各施設がどのような対策をとるかの最終判断は運営者に委ねられています。以下、本ガイドライン作成にあたり考慮した項目別に対応策の選択肢を示しまして、利用者・スタッフをはじめコワーキングスペースに関わる皆さんにとって有意義に判断していただくための一助となれば幸いです。

なお、本ガイドラインでは中長期的な視点で作成いたしました。普段から無理のない対応を心がけ、感染拡大状況においても冷静に対処するために準備しておくことを期待しています。一過性の対応とならないよう十分に留意のうえ、対応策を検討していただくようお願いいたします。

一般社団法人コワーキングスペース協会について

本ガイドラインは一般社団法人コワーキングスペース協会によって作成いたしました。

当協会は「時代の変化に対応したコワーキングスペース業界の健全な成長を通じて、時間と場所を共有する利用者の良質なコミュニティ形成を支援し、社会全体の発展と生産性の向上に寄与すること」を目的として2017年に設立された一般社団法人です。

本ガイドラインが、多くのコワーキングスペースに活用されることで、コワーキングスペースに関わるさまざまな方々の安心と安全に寄与することを願っています。

<https://coworking-japan.org/>

ガイドライン作成ポリシー

コワーキングスペースの規模

本ガイドライン内の「ガイドラインの位置づけ」でも申し上げたとおり、コワーキングスペースの利用者にはさまざまな方がいらっしゃるとともに、コワーキングスペース自体も次のような点からも千差万別です。

- 施設の大きさ（面積・席数・フロア数・店舗数）
- 施設内の設備（個室・セミナースペース・会議スペース・キッチン等）
- 利用人数
- 会員・非会員の割合
- 運営主体の事業者規模
- スタッフ人数
- 併設している業態（カフェ・貸会議室等）

多種多様な施設があるなかすべての施設に共通して適応可能な対策を提示することは困難なため、以降であげる各項目における対応策の選択肢を勘案したうえで「各施設の実情に則した対応」をとっていただきたいと思います。

いっぽうで一定の基準のもとで対応策を提示することは重要なため、本ガイドラインにおいては次のような規模のコワーキングスペースを想定して作成いたしました。

カテゴリー	規模	概要
広さ	100坪以下	フロア全体の広さ（複数フロアがある場合は1フロアの平均）
エリア内人数	50名以下	施設内の最も大きなエリア（空間）において利用している人数
イベント時人数	100名以下	イベント時における主催者・参加者の人数
スタッフ人数	2名以下	同時にシフトに入っている施設運営スタッフの人数（平均）

最大でもこの規模までを想定しています

感染状況レベル

本ガイドラインでは、市中の感染状況に応じて施設における対応を柔軟に変更できるように、感染状況のレベル分けを行っています。

なお、感染拡大は新型コロナウイルス感染症のみならずインフルエンザやその他の感染症についても考慮する必要があります。基本的な対応は共通するものも多いため、同じように基準を設けて対応を検討していきましょう。

	状況	状況の概要
通常	通常時	感染拡大の兆候が表れていない通常の状況 感染拡大の兆候が表れた場合は自治体の情報を踏まえて対応を変更する準備に入る。
拡大	感染拡大時	施設の所在地域の感染状況が感染拡大傾向にある期間 自治体の情報を踏まえて判断する。たとえば東京都の場合は「東京アラート」が発動された場合は感染拡大傾向にあると判断できる。
要請	休業等要請時	施設の所在地の自治体がコワーキングスペースや同等の施設に対し休業等の要請を行っている期間 他都道府県による要請は含まれない。隣接する都道府県について利用者の利用状況を踏まえ同様の対応をとることを妨げるものではない。

対策レベル

感染状況レベルに応じて、各対応策についてどのように判断すればよいかを、本ガイドラインの推奨度に分けて説明しています。

	対策	対策概要
◎	強く推奨	指針に沿った対応をしていただくようお願いいたします。 指針とは別の対応をとる場合は、Webサイト等でそのことを明示しましょう。
○	推奨	原則として指針に沿って対応していただくようお願いいたします。特段の事情がない限り、指針に沿った対応をすることで感染リスクが低減します。
△	施設判断	施設の状況にあわせて指針に沿った対応をするか否かを検討し、判断してください。
—	不要	特段の事情がある場合のみ、実施するかどうかを検討すれば足りる施策です。
×	非推奨	原則として実施してはいけない対応です。何らかの弊害が考えられる対応のため、実施をする場合は、Webサイト等でそのことを明示しましょう。

対応策の詳細

接触者追跡が可能な仕組み

コンタクトトレーシング（接触確認）アプリが広く普及した場合には、各コワーキングスペースが個別に連絡先を確認する必要はないでしょう。

感染拡大時には本人確認を確実なものとするため、必要に応じて本人確認書類を提示してもらいましょう。

通常	拡大	要請	対応
—	○	○	受付時に氏名・連絡先（電話番号／メールアドレス等）を確認し利用日時とともに記録する
—	△	△	免許証等の本人確認書類を確認・記録する

施設内の換気

ビルの構造上換気が可能な場合は常時換気をするようにしましょう。常時換気ができない場合の換気の頻度については、[厚生労働省の基準](#)などを参考に部屋の広さ・気温・天候・運営体制等によって判断してください。

通常	拡大	要請	対応
----	----	----	----

△	○	○	常時窓を開放するか換気設備を適切に管理し作動させる
△	○	○	常時換気ができない場合、30分に1回以上、数分間程度の換気を行う

身体的距離の確保

基本的には一定の距離を保つことで対応することとし、そのほかの対応は各施設の対応可否に委ねます。平均的な空席状況を勘案して対応可能な場合は対策を検討してみてください。

通常	拡大	要請	対応
△	○	○	利用時の間隔が1m（可能なら2m）空くように席を配置する
△	△	○	利用者同士が正面から向き合わないレイアウトに変更する
△	△	○	イベント時など受付が集中する際に1m（可能なら2m）の間隔をあける

清掃・消毒時に重視するポイント

厚生労働省は集客施設を運営する事業者に対し普段の清掃で気をつけることとして、接触感染を予防するためには手がよく触れるところについては消毒用アルコールか界面活性剤を含む住居用洗剤で定期的な清拭をすることが有効と[Webサイトに掲載](#)しています。

厚生労働省は、手指消毒用に高濃度エタノール製品を利用する場合でもメタノールを含まないものと[文書に記載](#)しています。清掃時に誤って使用してしまうことを避けるため、消毒用アルコールを購入する際にはお気をつけください。

次亜塩素酸水および次亜塩素酸ナトリウム溶液については独立行政法人製品評価技術基盤機構による『「次亜塩素酸水」等の販売実態について（ファクトシート）』内で『次亜塩素酸の科学-基礎と応用-』（福崎智司・著）の「有機物汚れが多量に存在している環境では、次亜塩素酸ナトリウムの殺菌効力は著しく低下することを示している」ことを[引用](#)して注意喚起を行っていることから、使用する場合であってもあらかじめ汚れを落としてから清拭するようにしてください。

通常	拡大	要請	対応
○	○	○	消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等により清拭を行う
×	×	×	メタノールを含む商品で清拭を行う（手指消毒には使用できません）
△	△	△	次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭を行う（手指消毒には適しません・換気をし家庭用手袋を着用するなど商品パッケージの説明を確認）

△	△	△	次亜塩素酸水により清拭を行う（あらかじめ汚れを落としてから使用）
---	---	---	----------------------------------

通常	拡大	要請	対応（頻度）
△	△	△	複数の利用者が頻繁に触れる箇所の消毒を1日2回以上行う 利用者が利用した机・座席の消毒を利用後に毎回行う 定期的な頻度で行う箇所の消毒を毎日行う
△	○	○	複数の利用者が頻繁に触れる箇所の消毒を1日1回行う 利用者が利用した机・座席の消毒を1日1回行う 定期的な頻度で行う箇所の消毒を1週間に1回以上行う

接触感染・飛沫感染の防止

今後も手指消毒用アルコールについて入手困難な状況が続くことが想定されます。厚生労働省は『社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について』において「手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません」と周知しています。入手が困難な状況であれば設置しないことを検討するか、もしくは高濃度エタノール製品（70～83vol% および 60%台）など厚生労働省が手指消毒用として代替してよいと明示しているものを設置しましょう。

次亜塩素酸水については独立行政法人製品評価技術基盤機構より「薬機法に基づく承認を得ていないにもかかわらず、手指・人体への効果を謳っている」製品が多数あると公表していることから手指消毒用としての使用には注意が必要です。

次亜塩素酸水の空間噴霧についてですが、同じく独立行政法人製品評価技術基盤機構より「現時点において次亜塩素酸水の新型コロナウイルスへの有効性は確認されてなく」「消毒液噴霧による人体への安全性については、確立された評価方法が存在していない」と公表されています。WHOやCDC（米国疾病予防管理センター）においても推奨しないメッセージが出されていることから、安全が確認されるまでコワーキングスペース内への空間噴霧を行わないでください。『次亜塩素酸水の噴霧が、「換気」によるウイルス排出や、「3密」回避による感染防御よりも有効とする分析は、発見されていない』ため、利用者の安全を考慮し換気による対応をお願いいたします。

通常	拡大	要請	対応
◎	◎	◎	ハンドソープ・ペーパータオルを設置（トイレ・キッチン等）
△	△	△	手指消毒用にアルコールを設置（トイレ・キッチン・受付・飲食スペース等）
—	—	—	手指消毒用に次亜塩素酸水を設置

△	△	△	共用部の消毒用にアルコールを設置（飲食スペース・ワークスペース等）
△	△	△	会議室利用者向け消毒用アルコールの設置
－	△	△	現金トレイを使用
△	△	△	マスクを配布
△	△	△	受付にアクリル板等の間仕切り（飛沫防止パネルや飛沫防止シート）を設置する
△	△	△	向かいの座席との間にアクリル板等の間仕切り（飛沫防止パネルやパーティション）を設置する
－	△	△	キャッシュレス決済端末を利用者が直接使用できるようにする
×	×	×	次亜塩素酸水を空間噴霧

スタッフによる飛沫感染と接触感染の対策

コワーキングスペースのスタッフが感染した場合、利用者全体に広がる可能性があります。普段から定期的な手洗いや咳エチケットを習慣にすることで感染リスクを下げることが可能ですので、感染拡大の時期かどうかに関わらず、習慣化できているか確認しましょう。

ビニール手袋の使用は必ずしも必要ないと考えていますが、スタッフから強く希望がある場合については使用することを検討してください。ビニール手袋をしたまま接触感染につながることもありますので、適宜アルコール消毒を行うなどの対応をあわせて行いましょう。ビニール手袋を取り外したあとは、着ける前よりも汚染している可能性があることから、取り外したあと20秒以上の手洗いをするようにしてください。

フェイスシールド・フェイスガードを受付スタッフがすることも必ずしも必要ないと考えていますが、飛沫が顔にかかるのを防ぐ役割があり、マスクと比較して目に飛沫がかかるリスクは軽減されるという利点があります。顔に密着していないため側面からの飛沫を完全に防ぐことはできませんが、マスク着用が難しいスタッフについては代替品として使用を検討してもよいでしょう。

通常	拡大	要請	対応
○	◎	◎	通常時より定期的な手洗いや「咳エチケット」を習慣にする
○	◎	◎	出退勤時や、共用部の清掃・トイレ使用の前後など必要なタイミングで手洗いをを行う
○	○	○	交代時にスタッフ備品の消毒をする

△	○	○	利用者と会話をする際はマスクを着用する
△	○	○	感染拡大時に電車等の公共交通機関を利用する際はマスクを着用する
—	—	—	受付スタッフがビニール手袋をする
—	△	△	利用者との接触の都度、手指のアルコール消毒を行う（ビニール手袋利用時はビニール手袋のうえから消毒する）
—	—	—	受付スタッフがフェイスシールド・フェイスガードをする
—	△	△	交代勤務や休業を行い、スタッフに対し休業手当を支払う
—	△	△	スタッフに対し体温の測定をし日々記録しておくことをお願いする

利用者への感染予防に対するご協力のお願い

感染症対策には少なからず利用者の協力も不可欠です。施設内を利用するすべての方が安心して安全な環境で過ごせるよう、内容を十分に検討したうえで必要最低限の対応についての協力をお願いしていきましょう。

運営者が利用者に対し何らかの制限を課す際は、そのほかの方法で目的が果たせないか慎重に検討していただくようお願いいたします。

通常	拡大	要請	対応
△	○	○	入室時や退室時にハンドソープ等による手洗いをお願いする
△	○	○	ほかの利用者との距離を一定程度とって利用していただくようお願いする
△	○	○	「咳エチケット」をお願いする
△	△	△	会話時のマスクの着用をお願いする
—	△	△	利用時はいつでもマスクの着用をお願いする
—	—	△	利用時のマスク着用を義務化する
—	△	△	発熱その他の感冒様症状を呈している場合に利用の自粛をお願いする
—	—	—	入室時に利用者の体温を計測する

緊急事態措置による要請への対応

緊急事態宣言に伴い地方自治体による緊急事態措置が発表された場合は、その趣旨を踏まえて特段の事情がない限り従うことが求められます。

通常	拡大	要請	対応
◎	◎	◎	休業要請・営業時間短縮要請等への対応
◎	◎	◎	イベント自粛等その他の要請への対応

イベント時に接触感染・飛沫感染防止のほか「3密」状態を避ける

イベント時は通常のコワーキング利用以上の対応が必要と考えます。とくに「3密」状態にすることがないようにしてください。換気をしマスクをすれば飛沫感染のリスクはかなり軽減されます。主催者の方の協力をいただき、参加者の方の理解を得るようにしてください。

また、感染拡大時においては、イベント開催自体の自粛が必要になる場合もあります。開催規模に応じて感染のリスクを評価し判断しましょう。

通常	拡大	要請	対応
—	△	△	主催イベントの開催を自粛する
—	△	△	イベント主催者に開催の自粛を提案する
—	△	△	すべてのイベントを開催しない（もしくはイベントスペースの使用禁止）
○	○	○	換気の頻度を増やす
△	○	○	必要に応じて参加者にマスク着用をお願いする（マスクを配布する）
○	○	○	後日接触確認の連絡をする場合に備え（イベント管理サイトを使用するなど）参加者名簿等を作成する
○	○	○	有料セミナー等の場合は参加者の連絡先を把握しているかを主催者に確認する
△	○	○	参加者同士の距離が確保できるよう主催者の方に定員の調整をお願いする

主催者から参加者に対してのご案内をお願いするもの

通常	拡大	要請	対応
△	○	○	入室時や退室時にハンドソープ等による手洗いをお願いしていただく
△	○	○	「咳エチケット」をお願いしていただく
△	○	○	発熱その他の感冒様症状を呈している場合に参加の自粛をお願いしていただく

パーティー形式の対応

パーティー形式の場合は接触感染のリスクも高まります。共用するものにはとくに注意を払ってください。参加者の協力が不可欠ですので、主催者の方に協力を仰ぎましょう。

また、飲食時はマスクをはずすこととなります。頻繁に空気の入替えを行ってください。

通常	拡大	要請	対応
○	◎	◎	トング等の共用物を頻繁に交換・消毒する（もしくは使用しない）
○	◎	◎	取り分け時の感染リスクに注意し、参加者自身で消毒できるようにする
△	◎	◎	食事を個別に提供する（もしくは食事の提供をとりやめる）

参考資料等

本ガイドラインを作成するにあたり使用した資料およびWebサイト等は以下のとおりです。

厚生労働省

[令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～](#)（2020年5月29日）

[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月29日）](#)（2020年5月29日／新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)（2020年5月25日変更／2020年3月28日／新型コロナウイルス感染症対策本部）

[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月14日）](#)（2020年5月14日／新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）](#)（2020年5月4日／新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

[「新しい生活様式」の実践例](#)（2020年5月4日）

[新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について](#)（2020年4月10日）

[社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について](#)（2020年3月31日）

[「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法／商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について](#)（2020年3月30日）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

[「次亜塩素酸水」等の販売実態について（ファクトシート）／「次亜塩素酸水」の空間噴霧について（ファクトシート）](#)（2020年5月29日）

独立行政法人国民生活センター

[除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？ -新型コロナウイルスに関連して-](#)（2020年5月15日）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

[業種別ガイドラインについて](#)（2020年5月14日）

その他

[事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～（第2版）](#)（2020年5月29日／東京都防災）

[事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について](#)（2020年6月2日／神奈川県）

[図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)（2020年5月26日更新／2020年5月14日策定／公益社団法人日本図書館協会）

[複合カフェ業界における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン](#)（2020年5月8日／一般社団法人日本複合カフェ協会）